

(12) 森林整備について

想定課題

新都市は「自然環境と調和した都市づくり」をすることとなっているが、新都市における森林整備はどうあるべきか。

対応方向

森林は、動植物の生息環境であると同時に、水源かん養、大気浄化、土砂流出防止などの公益的な機能を有しており、新しい都市づくりには欠かせない要素です。

このため、都市周辺の森林は、住民の生活に身近な森林として、自然とのふれあいの場の提供や生活環境の保全、保健休養など、生活環境林の機能を発揮させる森林の整備が必要です。

また、水源地域の森林は、良質で安定的な水の供給確保の要請に応えうよう、治山治水対策と併せて、広葉樹林、針広混交林、既設人工林等の適切な整備を行うことにより、水源かん養機能等の高度化に努めていく必要があります。

これらの森林整備にあたっては、地域住民の協力や公的な支援体制が今後必要になってくると考えます。

さらに、特に高度に公益的機能を発揮させる必要のある森林については、保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林整備を進める必要があります。

なお、平成13年7月に改正になった森林・林業基本法の基本理念に基づき「将来にわたり森林の有する多面的機能を持続的に発揮できる森林整備」を推進することとなりましたので、新都市周辺の森林においても、この基本理念に沿った森林整備が図られるものと考えます。

重視すべき機能に応じた森林整備の方向

区 分	森 林 整 備 の 考 え 方
水 土 保 全 林	災害に強い国土基盤の形成、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとし、必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備する。
森林と人との共生林	生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設を整備する。
資源の循環利用林	木材等林産物を持続的、安定的にかつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとし、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

森林・林業基本法の基本理念

【森林の有する多面的機能の発揮】(森林・林業基本法第2条第1項)

森林については、その有する国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能(以下「森林の有する多面的機能」という。)が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。

【林業の持続的かつ健全な発展】(森林・林業基本法第3条第1項)

林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。